

燕市空き家利活用支援補助金のご案内

<令和7年4月1日以降適用>

この事業は空き家の利活用を促進するため、空き家取得後1年以内の個人又は団体等を対象に、利活用を目的とした空き家の改修を実施した場合に、市の予算の範囲内において費用の一部を補助するものです。

対象者

- (1) 過去1年以内に相続・購入等により空き家を取得した者
(個人に限らず、企業・団体等による申請も可)
- (2) 市税を滞納していない者

補助要件

- (1) **過去1年以内に所有権が移転した空き家であること**
※新築後、未使用のまま一定期間経過した中古建物は対象外です。
一度でも居住等の実態が確認できる場合のみ、中古住宅を対象とします。
- (2) **工事着手前に申請すること**
※交付決定前に着手した工事は補助対象外です

補助対象工事

市内事業者に請け負わせた税抜30万円以上の改修工事費

- ※ただし、空き家の買取再販を業とする事業者の場合は、市外の事業者でも可とします。
- ※市内事業者とは、市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主です。

◆ 補助対象工事（改修）

○対象 △条件により対象

	工 種	対象	特 記
1	外装改修工事	○	
2	内装改修工事	○	
3	建具改修工事	○	
4	電気設備改修工事	○	
5	給排水衛生設備改修工事	○	ビルトイン器具交換は対象
6	空気調和設備改修工事	○	
7	外構工事	○	
8	浄化槽・下水道工事	○	
9	家具	△	据え置き家具は対象外
10	電化製品	△	一般家電製品は対象外。エアコン等で壁、天井に設置するものは対象
11	部分解体・改築工事	○	
12	造園工事	○	

※ 敷地内すべての建物、工作物、植栽及び敷地舗装等の工事が対象です。

補助金額

対象工事費（消費税を除く）の**1/2以内 上限50万円**

※ ただし、燕市立地適正化計画で定める**居住誘導区域内の工事には
50万円を加算**します。

※ 補助対象者の負担額が対象工事費の1/5未満となる場合は、負担額が1/5となるように加算額を調整します。

申請方法

申請書類については、交付申請書（様式第1号）に以下の必要書類を添えて持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出してください。

提出先：都市計画課 空き家等対策推進室（2階18番窓口）

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

Mail : akiya@city.tsubame.lg.jp

【申請書類】

- ① 燕市空き家利活用支援補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 建物の所有者を確認できる書類で、次のいずれかの書類
 - ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
※ 燕市税務課が発行した最新のもので、表紙と補助対象家屋の表示のある部分
 - イ 家屋名寄帳の写し ※ 燕市税務課が発行のもの（有料）
 - ウ 建物登記事項証明書の写し ※ 法務局が発行のもの（有料）
 - ③ 空き家の取得日を確認できる書類
(登記事項証明書の写し、不動産売買契約書 等)
 - ④ 空き家であったことを確認できる書類（例として以下に示すもの 等）
 - ア 宅地建物取引業者が出している不動産の公告
 - イ 燕市空き家・空き地活用バンクの登録完了通知書
 - ウ 市によるライフラインの確認
 - ⑤ 見積書の写し
 - ⑥ 住宅の位置図（住宅地図等）
- 【個人申請の場合で所有者と申請者が異なる場合のみ】
- ⑦ 所有者と申請者の関係を確認できる書類（戸籍謄本等）
 - ※ 所有者と申請者が同一の場合、もしくは同一ではなくとも両者共に燕市内に住所を有する場合は不要です
 - ⑧ 委任状 ※代理人による提出の場合にのみ必要です。

【注意】申請額が事業予算額に達した時点で締切りとさせていただきます。

事業の開始

補助対象者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手してください。交付決定前に補助対象事業の工事(発注、契約等を含む)に着手しないでください。

事業内容に係る変更または中止

(1) 見積書の工事内容・金額が変更になる場合

変更後の内容で変更申請及び実績報告を行ってください。ただし補助対象工事費が30万円未満（消費税を除く）となる場合は補助対象外となります。

(2) 施工事業者を変更する場合

市内事業者であれば可能です。

変更後の市内事業者で変更申請及び実績報告を行ってください。

〈市への提出物〉

- ・変更承認申請書（様式第4号）

【注意】申請者が変更になる場合や工事期間が完了予定日を過ぎる場合はご相談ください。

実績報告

補助対象者は工事完了後、速やかに必要書類を添えて実績報告書（様式第2号）を提出してください。

- ① 実績報告書（様式第2号）

- ② 領収書の写し

- ③ 工事内訳書
- ※ 施工事業者が発行した対象工事内容と金額の内訳がわかるもの
工種、数量等の記載があり領収書と同額のものであれば見積書、
請求書等で対応可能です。

申請時に提出したものと同じ場合でも添付してください。

- ④ 工事箇所の写真（工事前後の状況が確認できるもの）

補助金の交付

確定通知後、必要書類を添えて請求書（様式第9号）を提出してください。

- ① 請求書（様式第9号）

- ② 通帳の表紙の裏ページの写し（口座番号と名義が分かるところ）

※ 助成金の支払いは銀行振込です。

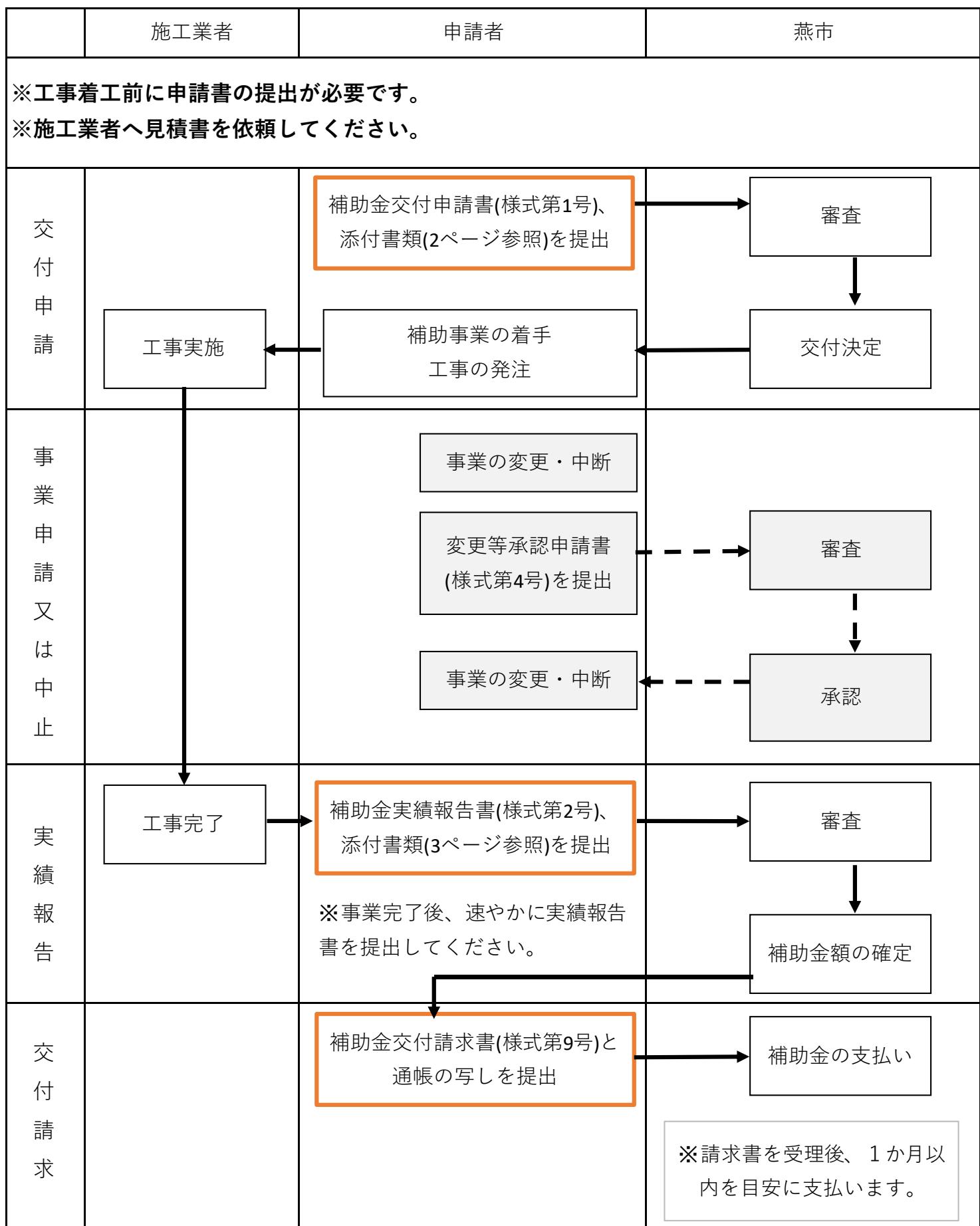
※ 口座は申請者名義に限ります。

※ これらの書類は実績報告と同時に提出いただいても結構です。

交付の取消

申請内容に偽り、その他、不正な手段により補助金交付決定をされたことが判明した場合は、決定を取消し、補助金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

■申請から補助金交付までの流れ



問い合わせ先

燕市 都市整備部 都市計画課 空き家等対策推進室（2階18番窓口）

TEL：0256-77-8264（直通） 〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

申請書類のダウンロードはホームページをご覧ください。

